（補助対象地域）

第二条　この規則に基づき第二次補助金を支給することができる地域（以下「補助対象地域」という。）は、本震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県の地域のうち、東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部（以下「対策本部」という。）が指定する次に掲げる市町村とする。

一　岩手県のうち、九戸郡洋野町、久慈市、九戸郡野田村、下閉伊郡普代村、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町、宮古市、下閉伊郡山田町、上閉伊郡大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市又は遠野市

二　宮城県のうち、仙台市宮城野区、仙台市若林区、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、栗原市、牡鹿郡女川町又は本吉郡南三陸町

三　福島県のうち、双葉郡富岡町、双葉郡双葉町、双葉郡大熊町、双葉郡浪江町、双葉郡川内村、双葉郡楢葉町、南相馬市、田村市、双葉郡葛尾村、双葉郡広野町、相馬郡飯舘村、伊達郡川俣町、相馬郡新地町、相馬市又はいわき市

2　対策本部は、必要に応じ、補助対象地域を追加して指定することができる。

（第二次補助金の支給）

第三条　本会は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる弁護士等に対し、次条から第六条までに規定するところにより、第二次補助金を支給することができる。

一　本震災前から補助対象地域に法律事務所を設置していた弁護士が本震災後に当該事務所（以下「既存事務所」という。）で執務する弁護士を雇用する場合又はした場合　当該既存事務所を設置していた弁護士

二　弁護士法人が本震災後に既存事務所に弁護士（当該弁護士法人の使用人である弁護士を含む。）を常駐させ、当該既存事務所で執務する弁護士の数を増加させる場合又はさせた場合　当該既存事務所を設置していた弁護士法人

三　弁護士が本震災後に既存事務所で執務することとなった場合（本震災時に当該既存事務所を自己の法律事務所として本会に届け出ていた場合及び当該既存事務所を設置している弁護士等に雇用される場合又はされた場合を除く。）　当該既存事務所で執務することとなった弁護士

四　弁護士が本震災後に補助対象地域に法律事務所を開設する場合又はした場合　当該弁護士

五　弁護士法人が本震災後に補助対象地域に法律事務所を開設して弁護士（当該弁護士法人の使用人である弁護士を含む。）を常駐させる場合又はさせた場合　当該弁護士法人

（第二次補助金の支給の申請）

第四条　前条各号に規定する第二次補助金の支給の対象となる弁護士等は、本会に対し、震災復興のための弁護士雇用等に関する第二次補助金支給申請書（別記様式一）を提出して第二次補助金の支給を申請することができる。この場合において、震災復興のための弁護士雇用等に関する補助金支給規則（規則第百五十号）に基づく補助金の支給を受けた弁護士等の申請を妨げない。

2　前項に規定する申請は、平成二十五年十二月三十一日までにしなければならない。

3　震災復興のための弁護士雇用等に関する第二次補助金支給申請書には、次に掲げる事項を誓約する旨を記載した誓約書（別記様式二）を添付しなければならない。

一　主として補助対象地域における法律事務に従事し、国選弁護事件及び民事法律扶助事件を積極的に受任し、裁判外紛争解決手続及び個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会が策定した個人債務者の私的整理に関するガイドラインを積極的に利用すること。

二　本会に対し、定期的に業務の内容及び処理状況を報告すること。

三　本会の求めに応じて、補助対象地域等の被災及び復興の状況につき情報を提供すること。

四　本震災後に補助対象地域に法律事務所を開設する場合は、第二次補助金の受給後三か月以内に法律事務所を開設すること。

五　本震災後に補助対象地域に法律事務所を開設する場合又はした場合は、やむを得ない事情がない限り、受給開始時から一年間は当該法律事務所の運営を維持すること。

六　本震災後に既存事務所で執務する弁護士を雇用する場合又はした場合は、やむを得ない事情がない限り、雇用時から一年間は当該弁護士の雇用を維持すること。

（第二次補助金の支給手続）

第五条　本会は、前条の規定に基づき第二次補助金の支給の申請があったときは、対策本部に審査を求めなければならない。ただし、第二次補助金を受給する弁護士等が五人に達したときは、現に受け付けている第二次補助金の支給の申請を却下し、速やかに、申請の受付を終了するものとする。

2　対策本部は、前項の規定に基づき審査を求められたときは、当該申請がこの制度の趣旨に合致し、かつ、前三条の規定に適合するものであるか否かを速やかに審査し、本会に報告しなければならない。

3　本会は、対策本部から第二次補助金の支給の申請がこの制度の趣旨に合致し、かつ、前三条の規定に適合するものである旨の報告を受けた場合において、第二次補助金を支給するのが相当であると認めたときは、速やかに、次条に規定する額及び期間の第二次補助金の支給を決定し、申請者に対し、速やかに、第二次補助金を支給する。

（第二次補助金の支給期間及び額）

第六条　第二次補助金の支給期間及び額は、次に掲げるとおりとする。

一　支給期間　一年間を上限とする。

二　額　月額二十万円を上限とする。

（第二次補助金を受給した弁護士等の義務）

第七条　第二次補助金を受給した弁護士等は、第四条第三項の誓約書をもって誓約した事項を遵守しなければならない。

（第二次補助金の打切り）

第八条　本会は、第二次補助金を受給した弁護士等が、次に掲げる事項に該当する場合は、第二次補助金の支給を打ち切ることができる。

一　第三条第一号、第二号又は第五号に規定する事由により第二次補助金を受給した弁護士等が、やむを得ない事由により雇用した弁護士との雇用関係を一年以内に解消したとき。

二　第三条第三号又は第四号に規定する事由により第二次補助金を受給した弁護士が、補助対象地域における業務活動を停止することとなったとき。

三　第二次補助金を受給した弁護士等から第二次補助金の受給を辞退する申出があったとき。

2　前項第一号の場合において、当該弁護士等から新たに弁護士を雇用した旨の報告があったときは、新たに雇用した弁護士が既存事務所で執務を開始する日の属する月から既に第二次補助金を支給した期間と通算して第五条第三項の規定により決定した給付期間に満つるまで第二次補助金を支給する。

（第二次補助金支給決定の取消し）

第九条　本会は、第二次補助金を受給した弁護士等が第七条に規定する義務を怠るものと認めたときは、対策本部に対し、当該弁護士等（以下「対象弁護士等」という。）の業務の内容及び処理状況を調査するよう求めることができる。

2　対策本部は、前項の規定による調査を求められたときは、対象弁護士等から事情を聴取する等の方法により、速やかに、対象弁護士等の業務の内容及び処理状況を調査しなければならない。

3　対策本部は、前項の調査の結果、対象弁護士等が第七条に規定する義務を怠るものと認められないときは、その旨を、速やかに、本会に報告しなければならない。

4　対策本部は、第二項の調査の結果、対象弁護士等が第七条に規定する義務を怠るものと認めたときはその旨及び対象弁護士等に対する第二次補助金の支給の決定（以下「第二次補助金支給決定」という。）を取り消すのが相当であるか否かを、速やかに、本会に報告しなければならない。

5　本会は、前項の規定に基づき対象弁護士等に対する第二次補助金支給決定の取消しを相当とする旨の報告を受けたときは、対象弁護士等に対する第二次補助金支給決定を取り消す措置を採ることができる。

（異議申立て）

第十条　対象弁護士等は、前条第五項の措置に異議があるときは、同項の措置に関する通知を受けた日から二週間以内に本会に異議を申し立てることができる。

2　本会は、前項の規定に基づき異議申立てがあったときは、異議申立てに理由があるか否かを速やかに審議し、理由がないと認めるときにあっては異議申立てを棄却する旨を、理由があると認めるときにあっては前条第五項の措置を取り消す旨を決定する。